

附属書[2] レーダー反射器の基準

1 構造、材料等

(1) 一般

- (i) レーダ反射器(以下「反射器」という。)の構成材料は、耐食性を有するもの又は耐食処理を施したものであること。
- (ii) 反射器は、その取付方法及び場所等を考慮して、使用状態で適当な強度を有するものであること。
- (iii) 反射器は、装備される救命艇、救命いかだ又は救助艇(以下「救命艇等」という。)の構造を考慮し、できる限り高い場所に取り付けられるよう、取付方法等について考慮した構造のものであること。
- (iv) 救命いかだの内部に設置される反射器は、救命いかだの内部の色彩と調和が取れ、乗員に不快感を与えないよう配慮された表面色のものであること。

(2) 装備

- (i) 反射器はできる限り軽量のものとし、救命艇等内に収納保管されることを考慮した構造のものであること。
- (ii) 組立て式の反射器は、できる限り少ない手順で使用状態とすることが出来るものであること。
- (iii) 反射器は、組立て及び取付作業の際に、人体を傷つけたり、救命等に損傷を与えることのないよう、突起部、エッジ等を適当に処理してあるものであること。
- (iv) 反射器は、救命艇等が浸水時に受けると考えられる衝撃を受けた場合にあっても、変形したり、破損したりすることなく、使用時に十分その性能を発揮できるものであること。
- (v) 反射器がその性能を十分に発揮するための最適の取付方向がある場合には、適当な方法によりその取付方向が明確にわかるようにしておくこと。

2 性能

(1) 一般

反射器は、救命艇等内に収納されている間にさらされると考えられる温度及び湿度並びに振動、動揺の環境中での保管に耐え変形、破損等をする事なく、使用時に十分その性能を発揮できるものであること。

(2) 性能

- (i) 反射器は、波長が 3.2cm のレーダー電波に対して次のような反射特性を有するものであること。
 - (イ) 水平方向 360°のうち 210°以上にわたって、レーダー断面積が 1.5m²以上となるものであること。
 - (ロ) 水平方向のいずれの方向に対しても、30°以上連続してレーダー断面積が 1.5m²未満となることのないものであること。
- (ii) 反射器は、傾斜させた場合、その傾斜角度が 15°までのいかなる角度であっても、水平方向 360°のうち 120°以上にわたって、レーダー断面積が 0.75m²以上となるものであること。

3 表示等

(1) 表示

反射器には、品名、製造者名、型式承認番号及び型式番号を、反射器の性能に影響を及ぼさないような適当な方法により表示すること。

(2) 取扱説明等

反射器の収納袋等には、反射器の組立方法、取付方法等使用上必要となる事項について表示をすること。